

特許出願審査請求助成金 申請の流れ

出願	特許出願
出願審査請求前	<p>当会社に申請書類を提出（2月末までに提出）</p> <ol style="list-style-type: none">1.特許出願審査請求助成金交付申請書（様式第1号） （当会社ホームページよりダウンロードできます。）2.出願番号及び請求項の数が分かるもの （オンライン出願の場合：受領書 書面出願の場合：出願書類一式等）3.会社概要・パンフレットなど （個人の場合は不要。個人事業主でパンフレットなどがある場合は提出。）4.その他必要と認められる書類
交付決定	<p>交付要綱の規定に基づき交付をするか審査</p>
交付決定を通知	<p>申請者あてに交付決定を通知</p> <p>交付が決定しましたら「特許出願審査請求助成金交付決定通知書」を申請のあった住所に送付します。</p>
審査請求	<p>特許出願の審査請求を行う</p> <p>申請書を当会社に提出した年度内に審査請求手続きを行ってください。</p>
出願審査請求後	<p>当会社に下記書類を提出（出願審査請求完了後1ヶ月以内）</p> <ol style="list-style-type: none">1.特許出願審査請求助成金報告書（様式第3号） （交付決定通知の際に同封して郵送します。）2.特許出願審査請求書受領書のコピー3.請求書と領収書のコピー4.助成金振込口座記入用紙 （交付決定通知の際に同封して郵送します。）
助成金交付	<p>助成金が指定口座に振り込まれる</p>
助成金交付後	<p>3年間、特許取得状況を報告（義務）</p> <ol style="list-style-type: none">1.特許出願審査請求助成金に係る特許取得状況報告書（様式第4号） （報告書は4月上旬に郵送します。4/30までに提出必須。）2.特許を取得した場合は、それを証明する書類 ※特許を取得した場合は、それ以降の報告義務はなくなります。